

## 第5回 西宮市子ども・子育て会議

### 追加資料

#### 「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

従うべき基準 : 国が定める基準に従って条例を制定する基準  
 参酌すべき基準 : 国が定める基準を参酌して条例を制定する基準

	緩和	上乗せ
国の基準に従うべき基準	×	
国の基準を参酌すべき基準		

上乗せの例：西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第34条第2号

乳児室の面積について、国の基準は、幼児1人につき1.65㎡のところを、市の基準は、幼児1人につき3.3㎡と規定している。

#### 地方分権改革推進委員会第3次勧告で示された内容

	「従うべき基準」型	「参酌すべき基準」型
法的効果	○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準 ○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない	○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準 ○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容
備 考	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒基準の範囲を超える場合は違法  「定めるべき基準」「遵守すべき基準」「適合すべき基準」「よるべき基準」も同じ	参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任（行為規範） ⇒参酌する行為を行わなかった場合は違法  「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」も同じ

< 第1回基準等検討ワーキンググループ資料集 7ページ抜粋 >

以 上